

一般健康診断検査項目

検査項目	検査内容	① 定期	①' 特定業務 従事	② 雇入時	③ 附属学校	④ 海外派遣 労働者	備考
既往歴及び 業務歴の調査	喫煙歴及び 服薬歴の聴取徹底	○	○	○	○	○	自覚する事項を中心に聴取。他覚症状は、本人の訴え及び問視診等による医師の判断による。
自覚症状及び 他覚症状有無の検査		○	○	○	○	○	
身長		○	○	○	○	○	肥満度指数(BMI)を算出するために必要。 20歳以上は医師の判断で他の方法で把握することができる場合省略可。
体重		○	○	○	○	○	
腹囲		○	○	○	○	○	
視力		○	○	○	○	○	
聴力		○	○	○	○	○	1000Hz, 4000Hzの純音使用のオーディオメーターによる検査を実施。
胸部エックス線検査	直接撮影	○	△1	○	○	○	△1特定業務従事者は年1回
喀痰検査	喀痰検査	△2	—	△2	△2	△2	△2 胸部エックス線検査によって疾病の発見されない者、結核発病のおそれのない者は省略可
血圧検査		○	○	○	○	○	
尿検査	糖・蛋白	○	○	○	○	○	
貧血検査	血色素量(Hb) 赤血球数(RBC)	○	△3	○	○	○	△3 診察医の判断により検査項目の省略
肝臓機能検査	GOT	○	△3	○	○	○	
	GPT	○	△3	○	○	○	
	γ-GTP	○	△3	○	○	○	
血中脂質	HDLコレステロール	○	△3	○	○	○	
	LDLコレステロール	○	△3	○	○	○	
	中性脂肪(TG)	○	△3	○	○	○	
血糖検査	空腹時血糖	○	△3	○	○	○	
	HbA1c(食後)	○	△3	○	○	○	
腎機能検査	血清クレアチニン検査	40歳以上	—	40歳以上			
	eGFR		—				
心電図検査	安静時標準12誘導	○	—	○	○	○	
腹部超音波検査・ 胃部エックス線検査		—	—	—	40歳以上	○	【海外派遣労働者の健康診断】 6月以上の派遣者が対象 左記の検査については、医師が必要と認める場合に限り実施。
血中尿酸量検査		—	—	—	—	○	
B型肝炎ウイルス抗体検査		—	—	—	—	○	
血液型(ABO式, Rh式)		—	—	—	—	派遣前	
糞便塗抹検査		—	—	—	—	派遣後	

① 定期健康診断は労働安全衛生規則第44条による

② 雇入時健康診断は労働安全衛生規則第43条による

③ 附属学校職員は労働安全衛生規則第44条及び学校保健安全法施行規則第13条による

④ 海外派遣労働者の健康診断は受診日から6月以内のものであれば、その検査項目を満たす結果票の提出で代替可